

平成28年

第4回市議会定例会 議案第21号

函館市営住宅条例の一部改正について

函館市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年12月2日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市営住宅条例の一部を改正する条例

函館市営住宅条例（平成9年函館市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第9条第6項中「該当し」の後ろに「、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を現に扶養している者」を、「寡婦」の後ろに「もしくは寡夫」を加える。

附 則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。

（提案理由）

15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を扶養する者および20歳未満の子を扶養する寡夫を優先入居者に加えることとするため